

身体均整協会について

(昭和四十一年九月七日)

(医第二〇八七号)

(厚生省医務局総務課長あて佐賀県厚生部長照会)

東京都渋谷区代官山町九番地に本部を置く「身体均整協会」に本県に居住している免許を有する柔道整復師および認定を受けた医療類似行為者等が加入しているが、なかには前記以外の全く無資格の者も加入しています。

先日、たまたま無資格の者が指圧ないしマッサージ的な方法をもって施療しているという情報により、その該当者について調査したところ「身体均整協会」の指導により、「整顔整容法」をなしていると言明しました。

同協会が発行している講習会テキスト「整顔整容法」の内容をつぶさに検討しましたが治療あるいは施療などというような字句は全く見当らず、一概にいえば身体デザインのよくするという論旨のようであり、したがって、このテキストどおりになすとしたら医療類似行為とは見なされないとも考えられるが、その実態は、訪れてくるほとんどの人が「腰が痛むから」「腰をそらかしたから」「リュウマチ」「神経痛で」と、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に施療に行っている人となんら変わらず、なお行なっているその方法も指圧ないしマッサージ的方法であります。

以上の事情から左記のことをご教示ください。

記

- 1 身体均整協会が主唱している「整顔整容法」という方法は医行為あるいはあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復業ならびに医療類似行為以外の行為と見なしてよいか。
- 2 「整顔整容法」が医行為あるいは、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復業ならびに医療類似行為以外の行為であっても現実に「腰が痛いので」「腰をそらかしたから」「リュウマチ」「神経痛」だからといって施療を受けにきたものに、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師ならびに医療類似行為者以外の者が指圧、マッサージ的行為を施すことは医行為あるいはあん摩マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復業ならびに医療類似行為と見なしてよいか。

(昭和四十一年九月二六日医事第一 八号)

(佐賀県厚生部長あて厚生省医務局医事課長回答)

昭和四十一年九月七日医第二 八七号で当局総務課長あて照会のあった標記について、次のとおり回答する。

記

医行為又は医業類似行為(広義とする。)であるか否かはその目的又は対象の如何によるものではなく、その方法又は作用の如何によるものと解すべきである。

照会に係る「整顔整容法」なるものは、貴職の調査結果からは、一応あん摩マッサージ指圧行為であると思料されるが、なお人体に対する作用ないし影響等からみて、医師が行なうのでなければ危害が生ずるおそれがあるものであれば、医行為であるので、更に人体に対する影響等につき十分検討のうえ措置されたい。